



自宅で買い取り を依頼する時は 要注意！



事例

- ・着物を買取るという電話を受けて自宅に来てもらったら、金のネックレス2本を各550円で買い取られてしまった。
- ・背広を売ろうと訪問買い取りを依頼すると、男性がやってきて「貴金属はないか」と何時間も居座られ、売るつもりがなかった貴金属を買い取られてしまった。

■ 訪問買い取りについて

終活の一環として身のまわりのものを整理・処分する「生前整理」を行う際に、業者が自宅を訪問して査定する場合があります。買取業者の強引な勧誘で、断り切れずに予定外のものまで安く売却してしまったという事例もあるため、訪問買い取りの際は注意が必要です。

■ ポイント

- 自宅で買い取りをしてもらいたい場合は、一人で対応しない。
- 玄関で対応し、プライベートな空間に入らせない。
- 売却する場合は、買い取り金額を確認し契約書を必ず受け取る。
- クーリング・オフが適用される可能性があります。
不安な時は消費者ホットライン（188）へご相談ください。

■ 家財の仕分けや処分をする場合は

すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）では、片付け支援サービス事業者の選定をお手伝いし、情報提供するための名簿掲載システムを実施しています。

※「ここを選べば安心」と保障するものではありません。

※買い取り事業者の紹介ではありません。

電話：078-647-9900

受付時間：10:00～17:00（水曜・日曜・祝日定休）

すまいるネット「住み替えサポート」
についてはこちら



詐欺から 身を守る 3つの「ない」



■ 固定電話からの電話には要注意！

特殊詐欺の多くが、固定電話への電話から始まっています。特殊詐欺のことを知っているも、電話に出たことで相手の話を聞き入ってしまい、そのまま信じて騙されてしまうことがあります。詐欺に遭わないために、普段から詐欺に対する警戒心を高めましょう。

■ 騙されないための「3つの“ない”」

1. 突然のお金の話は信じない！

市役所などの公共機関が、電話のやり取りだけでお金を返すことはありません。

2. 「今すぐ」とせかさされても慌てない！

判断する時間を与えないようなやり方は詐欺グループの手口です。一度電話を切ってから家族や消費生活センター、警察などに相談しましょう。

3. 所持金・貯金・カード番号は教えない！

市役所などの公共機関が、カード番号・暗証番号を聞くことはありません。

■ 被害を防止するために

- 自宅の固定電話を常に留守番電話設定にする。
- 防犯機能付きの電話機を購入する。*1
(神戸市では特殊詐欺対策電話機等の購入費用の補助を実施しています)
- 国際電話が不要な場合、国際電話への発信・着信を止める。*2

※1 特殊詐欺対策電話機等の購入補助

総合コールセンター（年中無休 8:00～21:00）
電話：0570-083330 または 078-333-3330

※補助制度には条件があります。
必ず詳細を確認してください

「特殊詐欺対策
電話機等の購入
補助」については
こちら



※2 国際電話不取扱受付センター

電話：0120-210-364（通話無料）



「国際電話不取扱
受付センター」に
ついてはこちら

バッテリーを使用 している製品の 取り扱いには 気をつけましょう



事例

- ・ 電動自転車用のリチウムイオン電池内に水分が入り、出火した。
- ・ ポータブル電源を車内に放置していたところ、太陽光によって高温となり膨張し、破裂・出火した。

■ リチウムイオン電池とは

スマートフォンや家電などのバッテリーとして使用されるリチウムイオン電池は、現在の生活に欠かせないものとなっています。しかし粗悪品も大量に流通しており、取り扱いを間違えると発火する恐れがあるため、使用には注意が必要です。

■ 取り扱いで注意したいこと

- 取扱説明書を確認し、メーカーが指定する純正品の充電器や電池を使用する。
- PSEマーク（製品安全マーク）付近に製造者名や問い合わせ先等があるかを確認する。
- 落下など、強い衝撃を与えない。
- 急速充電に対応していないバッテリーを急速充電器で充電しない。
- 夏場、特に高温となる自動車内や直射日光の当たる窓際などに放置しない。
- 電池が膨張する、充電中異常に発熱する、充電できない、などの異常があれば直ちに使用を中止してメーカーに問い合わせる。
- 不用品を処分する際は、地域のごみ回収方法を守る。

■ 万が一発火した場合はすぐに消防署(119)に連絡を！

小型のものが発火した場合

- ・ 消火器があれば使用する。消火器がなければ大量の水を掛ける。
- ・ やけどに注意しながら、水をためたバケツに投入する。
- ・ 消化後も火が燃え広がらない場所に移す等の処置をする。

大きな火災により上記対処が困難な場合

- ・ 近くの可燃物を遠ざけ、直ちに119番通報する。

「詐欺の被害を 取り戻します」 という言葉に 要注意！



■ 一度詐欺に遭うとまた狙われるかも！

投資詐欺やサポート詐欺などの被害に遭い、少しでも取り戻したいという被害者の気持ちに付け込んだ詐欺があることをご存知ですか？

一度でも詐欺に遭うと、その被害者の情報が詐欺グループの間でリストとして共有される可能性が高く、時期を見計らって「被害を取り戻します」と勧誘をされ、再び詐欺被害に遭うという事例が報告されています。

■ 最近では巧妙な手口も

被害回復を謳ったネット上の広告やサイトから弁護士を偽る人物につながり、着手金・交渉料と称した高額な料金を要求される事例もあります。被害回復を謳った広告やWebサイトから依頼する際は慎重に検討してください。

■ 二次被害に遭わないために

詐欺かもしれないなどの不安や相談がある場合は消費生活センターに、また、詐欺被害に遭われた場合は警察にご相談ください。

悪質商法や契約トラブルなど、
消費生活に関する相談は **神戸市消費生活センター**へ

電話相談

消費者
ホットライン **い や や**
188

平日：9:00～17:00（平日は078-371-1221でもつながります）
土日祝：10:00～16:00（（独）国民生活センターにつながります。12/29～1/3除く）

オンライン
相談

神戸市消費生活センターホームページの相談入力フォームより。初回のみ受付。
引き続き相談をご希望の場合は、電話で伺います。

来訪相談は事前予約制。まずは電話にて相談を伺いますので、
来訪日時を相談員と決定してください。
神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター5階
平日：9:00～16:30（12/29～1/3除く）

消費生活センター
ホームページ



よくある相談事例
やトラブル情報は
こちらをチェック

オンライン相談



ホームページから
オンラインで相談